

規制対象事項チェックリスト

112 電気等

1. 電気機械器具（電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤等電気を通ずる機械、器具その他の設備のうち、配線、および移動電線以外のもの）の露出充電部分に対しては、感電防止のための囲い、または絶縁覆いを設けている。
2. 手持ち型の電燈、架空つり下げ電燈等には、口金部分の露出と電球の破損を防止するための有効、丈夫な保護ガードを取り付けている。
3. 溶接棒ホルダーについては、日本工業規格に適合するものまたはこれと同等以上の絶縁効力、体熱性を有するものを使用している。
4. 導電体に囲まれた場所で著しく狭あいなところ等感電のおそれがあるところで、交流アーク溶接作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用している。
5. 移動式、可搬式の電動機械器具のうち、対地電圧が 150 ボルトを超える電圧で使用するものについては、その電動機械器具が接続される電路に感電防止用漏電遮断装置を接続している。
6. 電気機械器具の操作部分については、必要な照度を保持している。
7. 水その他導電性の高い液体によって湿潤している場所で使用する移動電線、接続器具の被膜または外装は、絶縁効力の高いものを使用している。
8. 停電作業を行う場合、開路に用いた開閉器には、[1]作業中は、施錠すること、[2]開閉器の箇所に通電禁止に関する所要事項を表示しておくこと、[3]開閉器の場所に監視人を配置しておくことの措置を講じている。
9. 停電作業を行う場合、開路した電路が電力ケーブル、電力コンデンサー等を有する電路で、電源遮断後もなお、残留電荷による危険を生ずるおそれのあるものについては、安全な方法によりその残留電荷を確実に放電している。
10. 停電作業を行う場合、開路した電路が高圧または特別高圧であったものについては、検電器具により停電を確認するとともに、誤通電、他の混触または、他の電路からの誘導による感電の危険を防止するため、短絡接地器具を用いて確実に短絡接地をしている。
11. 停電作業の途中または作業が終了した場合に、停電電路に通電するときは、前もって、各作業者について感電の危険が生ずるおそれのないことおよび短絡接地器具を取り外したことを確認した後でなければ通電していない。
12. 高圧の充電回路の点検、修理等その充電電路を取り扱う作業を行う場合で、その作業

に従事する職員について感電の危険が生ずるおそれがあるときは、[1]職員に絶縁用保護具を着用させ、かつ、その充電回路のうち、職員が現に取り扱っている部分以外の部分が、接触し、または、接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるものに絶縁用防具を装着させる、[2]職員に活線作業用器具を使用させる、[3]職員に活線作業用装置を危険のない状態で使用させる措置を講じている。

13. 電気工事の作業を行う場合で、その作業に従事する職員が高圧の充電電路に接触し、または、その充電電路に対して頭上距離が 30 センチメートル以内または軀側距離若しくは足下距離が 60 センチメートル以内に接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、その充電電路に絶縁用防具を装着している（作業に従事する職員に絶縁用保護具を着用させて作業を行う場合で、これにより感電の危険を防止できるときは、例外有り）
14. 電気工事の作業を行うときは、感電防止の措置を講じている。
15. 電気工事の作業を行うときは、感電防止の措置を講じている。作業指揮者を定め所定の事項を行わせている。
16. 電気機械器具等を使用するときは、その日の使用を開始する前に点検し、異常を認めたときは直ちに補修等の措置を講じている。
17. 電気機械器具の囲い等は、毎月 1 回以上点検し、異常を認めたときは、ただちに補修している。